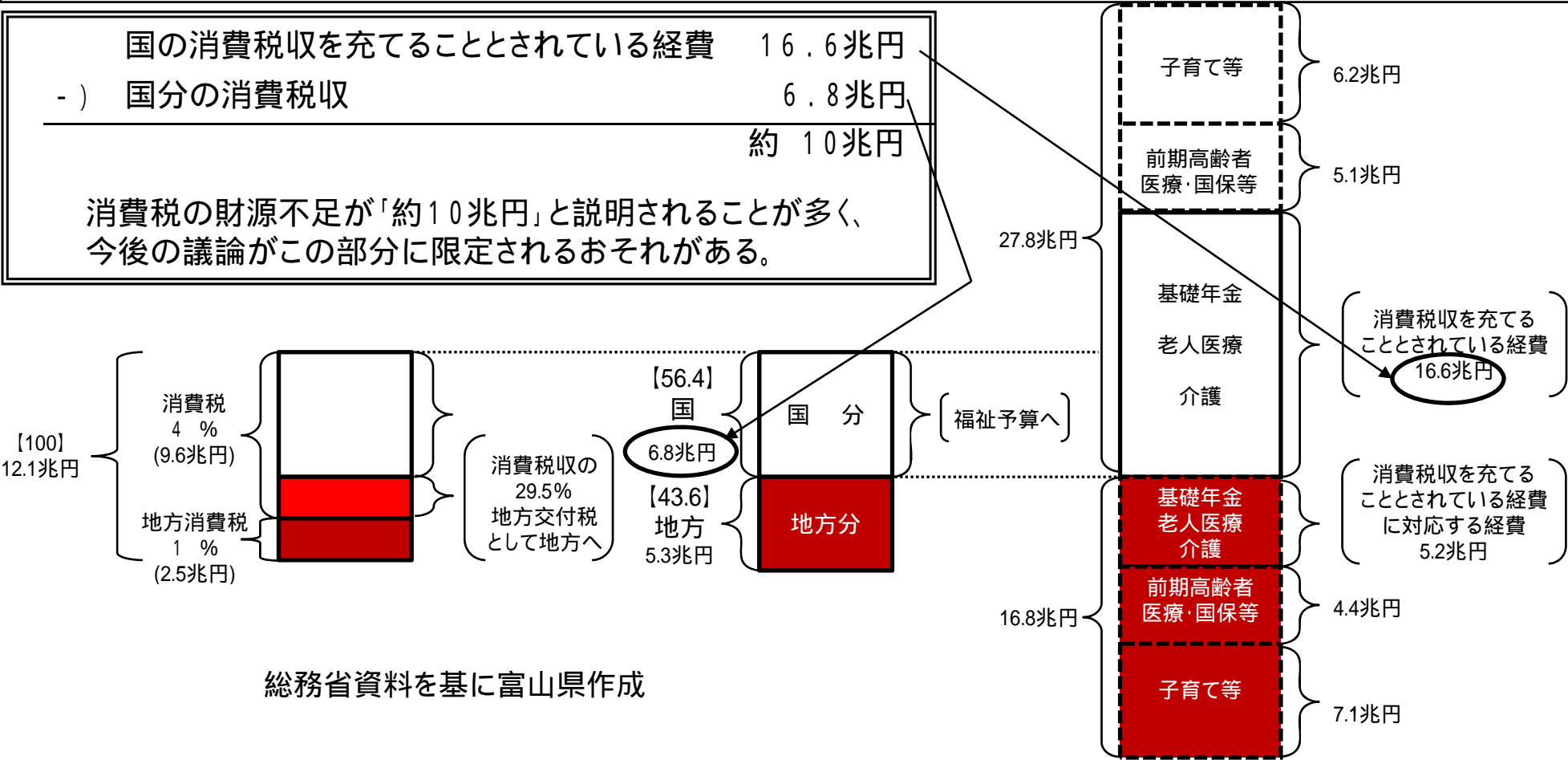


社会保障制度と消費税・地方消費税

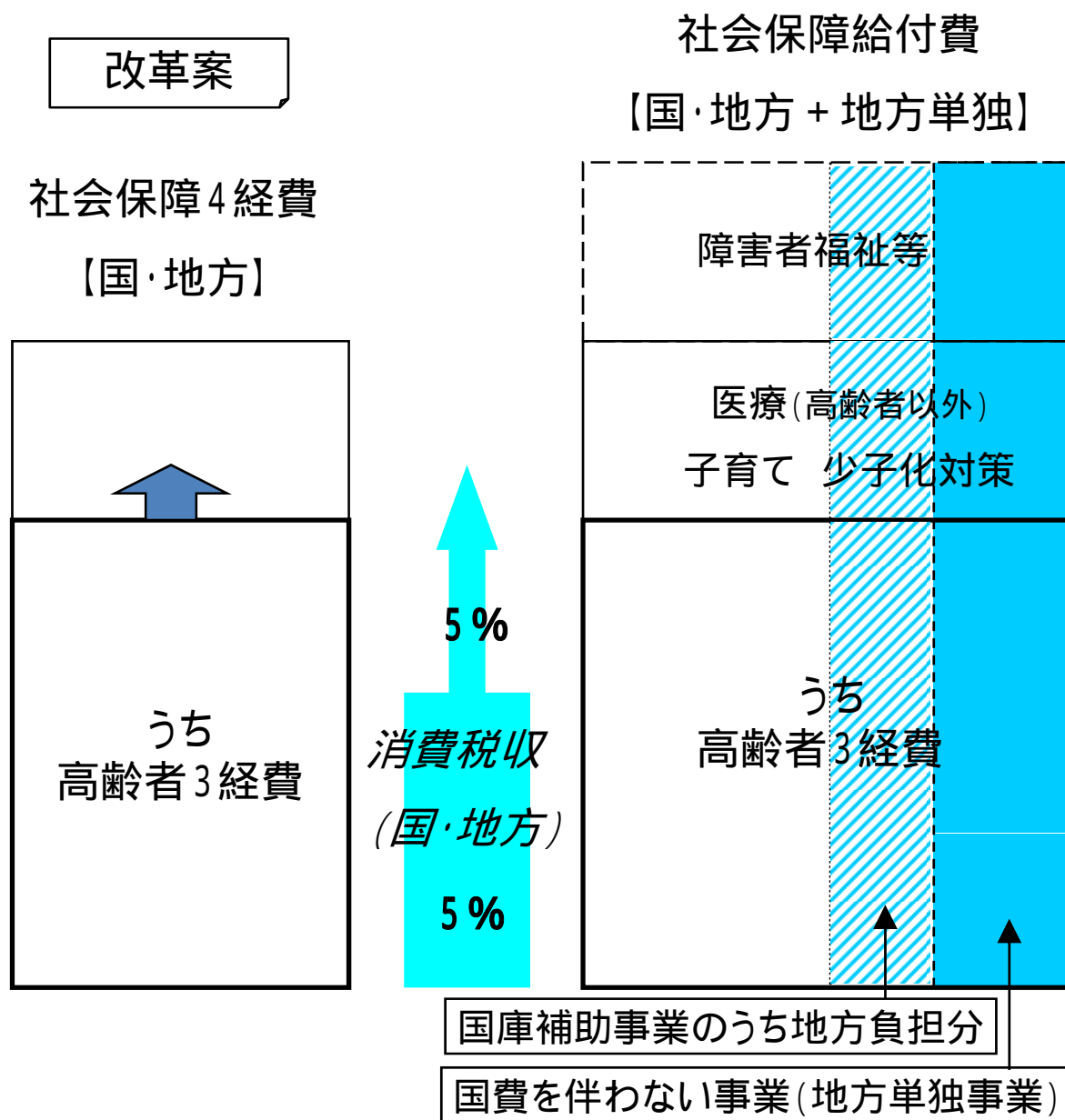
消費税（国税分）収入が充てられる経費（地方交付税を除く）の範囲（基礎年金、老人医療、介護）は、予算総則に規定されている。（平成11年度予算～）
 地方消費税の収入は、社会保障や子育て支援、教育など、住民に基礎的なサービスを提供している地方団体の貴重な一般財源として活用されている。

国の消費税収を充てることとされている経費 -) 国分の消費税収	16.6兆円 6.8兆円 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> 約 10兆円
-------------------------------------	---

消費税の財源不足が「約10兆円」と説明されることが多く、今後の議論がこの部分に限定されるおそれがある。



社会保障改革案の問題点



消費税率5%の引上げは、高齢者3経費に要する財源を確保しようとするものであり、

子育て・少子化対策
医療

については、財源見通しが示されておらず、

障害者福祉施策など

については、検討対象にすらなっていない。

国民の視点から見ると社会保障サービスは、

補助事業と地方単独事業の区別なく一体に提供されているのに、

地方単独事業の財源は議論されていない()

国民の視点から見た社会保障サービス

- 国民の視点から見ると、年金を除く社会保障サービスは、地方公共団体から、補助事業と地方単独事業の区別なく提供されている。
- このため、国民に対する給付と負担の視点から、社会保障制度改革に伴う費用推計を行う際には、地方単独事業を含めた社会保障サービス全体を対象に。

社会保障サービスにおける補助事業と地方単独事業の例

項目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費※【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費※【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】


注：地方単独事業の金額は、総務省調査による平成20年度決算値

下線部の地方単独事業は、過去、全部又は一部が国庫補助事業だったが、一般財源化され、地方単独事業に移行したもの

※：地方単独事業として乳幼児や障害者を対象に医療費助成を行った場合、医療費が増えるという理由で市町村国保に対する国庫負担金が減額される(平成20年度実績 350億円(うち乳幼児分69億円))


地方が提供する全国的社会保障サービスの例

予防接種




- 予防接種による健康被害
(国 1 / 2)
- 予防接種自体
(地方単独: 1,110億円)

保育所経費




- 私立認可保育所
(国 1 / 2)
- 公立認可保育所
保育料軽減等
(地方単独: 9,700億円)

がん検診



- 子宮頸がん・乳がん
(国 1 / 2: H21~)
- 胃がん・肺がん・大腸がん等
(地方単独: 970億円)

母子・乳幼児



- 妊婦健診のうち9回分
(国 1 / 2 : H20~)
- 妊婦健診のうち5回分
乳幼児健診
(地方単独: 850億円)
- 乳幼児医療費
(地方単独: 2,400億円)

国民の視点から見ると財源の区別なく、
地方公共団体から提供

社会保障関係費の現状(平成22年度当初)

(単位:兆円)

	国費を伴う事業		その他 事業 c	地 方 負担計 b+c	国:地方 比率
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	-	0.7	<パターン> 「高齢者3経費」の割合で みた場合
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.2	2.3	
小計(パターン)	16.6	5.0	0.2	5.2	国:地方 = 3 : 1 (76.1% : 23.9%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	<パターン> 「社会保障4経費」の割合で みた場合
医療	5.1	1.5	2.9	4.4	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7	
小計(パターン)	25.5	8.4	4.9	13.3	国:地方 = 2 : 1 (65.7% : 34.3%)
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4	<パターン> 「社会保障関係経費全体」の 割合でみた場合
合計(パターン)	27.8	9.5	7.3	16.8	

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。

社会保障改革案は附則第104条の道筋に従っていない

社会保障改革案(抜粋)

・消費税込(国・地方)の用途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充てられているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の用途を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条)に拡充する。

国の消費税は附則第104条の道筋どおり

地方消費税は附則第104条の道筋に従っていない

平成21年度税制改正法附則104条

3 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税(注:国の消費税。地方消費税は含まない。)の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。(以下略)

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

附則第104条の道筋に従うのであれば・・・

「全国で標準的に実施している地方単独事業の社会保障サービスを含め、地方が担う社会保障制度の安定財源確保の観点から地方消費税を充実する。」

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。地方消費税や交付税原資である国の消費税を含め消費課税全体を社会保障目的税とすることについては、慎重に検討すべき。

